

マレガ文書にみる臼杵藩キリシタン禁制政策開始期の文書

佐藤 晃 洋

はじめに

バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ神父収集文書(以下、「マレガ文書」と表記)は、一九二九年に来日し大分教会等で布教していたイタリア人神父マリオ・マレガ氏(一九〇二～一九七八)が、「豊後キリシタン関係史料」について調査研究する過程で収集した史料群である。長く所在不明であったこの史料群が、多くの方々の御尽力により発見され、現在調査が進められている⁽¹⁾。報告者は、二〇一三年九月・二〇一四年九月・二〇一五年二月に実施された概要調査に参加し、マレガ文書の整理に携わった。また、二〇一四～一五年度東京大学史料編纂所特定共同研究『豊後切支丹史料』及びその原文書の史料学的研究』に参加し、大分県内のキリシタン関係の史料群を調査する機会を得た。

マレガ文書は、大部分が一七世紀以降の豊後におけるキリシタン禁制下の文書だと想定されている。また、大分県内の公的機関や個人宅にも、キリシタン禁制下において作成された文書類が散見される。豊後キリシタン関係の研究にマレガ文書が欠かせないことは言うまでもないが、マレガ文書の調査研究に際して大分県下に残されてきた古文書等の史料やキリシタン関係遺跡・遺物を踏まえることも欠かせないと考えられる。総体としてこれらを研究することにより、キリシタン禁制下の具体的・

多角的な検討が可能となると考える。

本報告では、参加した調査研究の成果の一端として、現在までのマレガ文書の概要調査及び大分県下に残されている史料群の調査を通して、豊後国臼杵藩におけるキリシタン禁制政策開始期の文書について検討していきたい⁽²⁾。

一．寛永一二年(一六三五)の文書

江戸幕府による本格的なキリシタン禁制は、慶長一七年(一六一二)八月六日発令の「条々」の第二条に「伴天連門徒御制禁」が明記されたことに始まる。これを踏まえ、臼杵藩は、高田(大分市)・野津(臼杵市)のレジデンシヤに在住していた宣教師たちを追放し、キリシタン禁制に取り組みはじめている。その結果として、慶長一九年(一六二四)・元和八年(一六二二)・寛永一〇年(一六三三)を中心に多くのキリシタンが転宗している。

臼杵藩において表面上キリシタンがいない状況となっていた寛永一二年(一六三五)、藩は起請文(「きりしたん宗門御改二付起請文前書之事」)を作成させている。起請文には「今度従 公儀稠御法度被 仰出二付」とあり、幕府がキリシタン宗門の禁止を厳しく申し渡したことに起因していると記されている。史料1(図1)⁽³⁾は、同年一月八日付けで横尾

村（大分市）の惣二郎の家族及び小者、下女、名子等の家内（以下、家族をはじめ小者、下女、名子等を含む家内を「いえ」と表記）について作成された文書である。

〔史料1〕

きりしたん宗門御改二付起請文前書之事

一私儀、妻子・召使者共二終二きりしたん宗旨二不罷成、禪宗符内万寿寺之旦那二而御座候、度々被成御改、去年、去々年も書物を仕、彼寺之旦那紋無御座候旨、証文ヲ取差上ケ申候処二、今度従 公儀稠御法度被仰出二付、又右之寺ノ住持此起請文二うら判を取、上ケ申候、我等屋敷之内家之内ノ老若男女童子までも、此誓紙二はつれ申者老人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も可有御座かと為可被思召、きりしたん起請文を仕上ケ申候、ていす、きりしと、さんたまりや、あんしよ、へやとの御罰蒙、永クめんへるの二おち可申候、こんせいしや、しゆらめんと、偽少も不申上候、若少も偽於申上テは、忝も

日本国中小之神祇、八幡大菩薩、愛宕山大権現、当国にてハ由布原八幡宮、関六所大権現、祇園牛頭天王、別而氏神、各御罰を可被蒙者也、仍起請文如件



図1 「きりしたん宗門御改二付起請文前書之事」（マレガ文書A 2. 4. 10. 1. 1）

寛永拾貳年

十一月八日

〔別筆〕此惣二郎、妻子、男女合十四人ハ
当寺之檀那紛無御座候 よこをむら御藏人

府内

万寿寺印

雇主弥右衛門旁

御奉公 惣二郎

女房 ○(略印) (血判)

こ 作介 花押 (血判)

小者 弥二郎 ○ (血判)

同 藤四郎 ○ (血判)

下女 しを ○ (血判)

おや 甚右衛門 ○ (血判)

弟 久作 ○(印) (血判)

女房 女房 ○ (血判)

なこ いもと ○ (血判)

同 久藏 ○ (血判)

三郎 ○ (血判)

ほそ ○ (血判)

おと ○ (血判)

土屋次郎左衛門殿
持田弥左衛門殿

これを見ると、惣二郎の「いえ」の合計一四名は「終二きりしたん宗旨二不罷成」、府内（大分市）万寿寺の旦那であることを記し、各自が確認し、万寿寺が署名捺印し内容を証明している。キリシタン禁制政策において、人々は必ず寺院に所属することになり、所属した寺院を檀那寺、寺院に所属した者を旦那や檀家等と呼んだ。

各自の確認は、血判に加え、惣二郎は自署、花押一人、押印一人、他は略印を付している。この文書によれば、昨年・一昨年もキリシタンでないことを記した証文を提出し、檀那寺の証明も付していたことがわかる。寛永一〇年（一六三三）から宗門改に際して証文を作成し、檀那寺の証明も付すようになったということである。檀那寺は、旦那一四人という人数に間違いが無いことを、人数と寺名の下に捺印し証明している。このような寛永一二年（一六三五）の起請文が、マレガ文書A6に約八〇通含まれている。起請文の文面がほぼ同一であることから、雛形が示されたものと考えられる。

この起請文は村組毎に集約され、庄屋が「いえ」毎・男女別に人数を記し最後に村組の人数と起請文数を集計して、「きりしたん宗門御改之御帳」を作成し、藩宗門方に提出している。史料2は、寛永一二年（一六三五）一月二〇日付けの井野村組（白杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」である。

〔史料2〕

寛永拾弍年	井野村組
きりしたん宗門御改之御帳	
十一月廿日	伊藤兵太夫
	上川清兵衛

きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳

井野村組

高千式拾三石四斗七升九合九勺

御蔵納 給所

一清左衛門尉 家内 拾壹人

内男五人

女六人

一善兵衛	家内	九人	内男五人
女四人			
一九郎右衛門尉	家内	八人	内男五人
女三人			
一清八	家内	六人	内男四人
女三人			
一甚兵衛	家内	三人	内男一人
女三人			
一少六	家内	五人	内男三人
女三人			

(中略)

男合三百八人

女合式百七拾五人

男女惣合五百八拾三人

起請文数合六拾九

右之外、私触内二宅人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隠置申通、以来被聞召出候ハ、両人之庄屋曲事ニ可被仰付候

寛永拾弍年

十一月廿日

井野村 源助 花押
同村 加兵衛 花押

伊藤兵太夫殿

上川清兵衛殿

内題は「きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳」となっており、男女合計五八三人、起請文数六九通となっている。この起請文数は、記載されている「いえ」数と一致している。

また、柴尾村組（白杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」をみると、

次のように記されている。

〔史料3〕

寛永拾貳年	柴尾村与
きりしたん宗門御改之御帳	
十一月廿日	伊藤兵太夫
	上川清兵衛

きりしたん御改ニ付起請文人數ノ御帳

柴尾平左衛門組家人人數

御高百六拾四石壺升貳合八勺

御藏納 給所

一平左衛門 家内 拾六人

内男七人 女九人

一助右衛門 家内 四人

内男式人 女式人

一次郎介 家内 九人

内男五人 女四人

一三ノ助 家内 六人

内男四人 女式人

一少五郎 家内 三人

内男壹人 女式人

(中略)

男合貳百六拾九人 内五人ハ前きりしたん

女合貳百五拾七人 内五人前きりしたん

男女合五百貳拾六人

起請文數合七拾二

右之外、私触内ニ壹人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隱置申通、以来被聞召出候ハ、^(庄)屋曲事ニ可被仰付^(候)。

寛永拾貳年

十一月廿日

伊藤兵太夫殿

上川清兵衛殿

柴尾村^(下部欠損)

男女合計五二六人、起請文數(「いえ」數)七二通となつている。また、井野村組の「きりしたん宗門御改之御帳」(史料2)には記載されていない「男合貳百六拾九人、内五人ハ前きりしたん、女合貳百五拾七人、内五人前きりしたん」という村組内の「前きりしたん(転びキリシタン)」の人数が集計されている。井野村組に転びキリシタンがいなかったのか、記されていないだけなのか検討するためにも、他村の「きりしたん宗門御改之御帳」がマレガ文書の中に含まれていることを期待したい。

なお、起請文や「きりしたん宗門御改之御帳」を藩に提出する際に、各村組の庄屋には別に請状(「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」)を提出させている。例えば、寛永一二年(一六三五)一二月一四日付けの東神野村(臼杵市)の「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」(史料4、図2)をみると、起請文の内容に間違いが無いこと、「拾人組」で相互監視することなどが記されている。

〔史料4〕

重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事

一度々きりしたん宗門御改被成書物仕指上申候処ニ、今度從 公儀御 法度稠被 仰出ニ付而、面々召仕申下々之者老若男女童ニ迄も、心中ニきりしたん宗門を守り不申旨人別ニ起請文を仕、唯今上申候、其家々ニ有之老若男女童ニ至迄起請文ニはつれ申者壹人も無御座候 御事

一銘々二起請文を仕上申、其上二拾人組二書物被仰付、其書物我等預り置申候、組常々油断不仕候様ニ、毎月組頭・弁指共ニ可申渡候、拾人組之内召仕申男女二至迄、不審成者御座候ハ、組中より可申出候、若其組二拾人ながら申合心中二きりしたんたもち申者も御座候ハ、不斷精を入承出し、御郡代様へ可申上候御事

一若御領内ニはてれん参候ハ、承出可申上候、為御褒美と銀子貳拾枚、入満を聞出し申上者にも銀子拾枚、宗門之者を聞出し申上者にも相応之御褒美可被下旨被仰出候、召仕申下々之男女二至迄、右之通委申聞せ随分聞立可申上候御事

一当村堂・宮・岩窟など村中の者罷出無残所御案内者仕念を入穿鑿仕候へ共、不審成者壹人も無御座候、此以後も不斷左様之所迄も心を付相改、若不審成事御座候ハ、御郡代様へ可申上候御事

一諸牢人・商人・くすし・諸勸進・乞食・非人ニ至迄御覽被成候こと種々穿鑿仕候へ共不審成者無御座候、此以来も左様之所念を入改可申候、当所より他所へ牢人仕居以来罷帰申者、又他所より当所へ参申者御座候時は、我等罷出宗門を相改慥成者にて御座候ハ、拾



図2 「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」(マレガ文書 A 2. 4. 10. 2. 1)

人組二入可申候御事

右之旨少も相違御座有間敷候、か様ニ御請状仕上申、以後私触内ニ若きりしたん宗門之者御座候か、又此儀ニ付而不届儀御座候を余人より聞召被出候ハ、其身之儀は不及申上庄屋を如何様にも曲事ニ可被仰付候、為後日御請状申上候処如件

寛永拾貳年 東神野村
霜月十四日 相右衛門[㊦]

伊藤兵太夫様
上川清兵衛様

このように、白杵藩は、寛永一二年(一六三五)に、幕府が宗門改を命じたことに基づき、「いえ」毎に起請文を作成させるとともに檀那寺にも証明させ、村組毎に集約して、庄屋に責任をもつて管理させるように請状も提出させたのである。提出されたこれらの文書は、白杵藩のキリシタン禁制政策の根本資料として藩宗門方が保存したものであろう。

二. 正保三年(一六四六)の文書

島原・天草一揆以後、幕府によるキリシタン禁制政策はさらに強化された。白杵藩においては、それまでの「拾人組」を「五人組」として再編し相互監視を徹底させるとともに、正保三年(一六四六)に、キリシタン禁制政策として新たな文書が作成されている。

正保三年(一六四六)八月二六日付けの池原村一軒と寺小路村四軒(ともに白杵市)で編成された五人組による「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」(史料5、図3)をみてみよう。

【史料5】

きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事

一宗門之所、組中能改、其々之寺請之判形五人組互ニ住持と直段ニ銘々

取申候、少にても不審成儀御座候ハ、組中より早速可申上候御事

一古きりしたん死人御座候時ハ、庄屋・弁指・五人組にも見せ頼申寺二取置せ可申候、但古きりしたんにて無之者ハ五人組計ニ死骸を見せ、右之通りニ取置可申候御事

一家内男女ニよらす寺々うら判を取、五人組之者ニ見せ申、少も疑敷不仕候、重而置替候者も、右之通りニ改、五人組ニ見せ可申候、付り宗門替させ申間敷候御事

一往来之者一夜之宿仕候ハ、則五人組合又隣三軒ニ相届ケ其村弁指迄相断可申候、若不審ニ相見ヘ候ハ、惣庄屋ニ可申候、何者ニよらす他所より参及二、三日逗留仕候ハ、庄屋・弁指ニ相届ケ宗門を改、何宗と書物をさせ其上御郡代ニ申達、御指図次第ニ可仕候御事

一五人組之内きりしたん宗門之事ハ不及申諸事被 仰付候儀疑敷所御座候ハ、組中より於申上ルハ、本人之外組中科を御免可被成候、若他所又八余人より申来り候ハ、被遂御穿鑿ヲ、組中曲事ニ可被仰付候、為後日如件

正保三年八月十六日



図3 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」 (マレガ文書A2.3.3.1)

(付箋A)

野津香ノ村之内池原村与兵衛夫婦并男子長三郎、女子老人禅宗也、但シ与兵衛母は前ハ吉利支丹也、慶長十九年之御改時ころび禅宗ニ罷成候、右合五人、当寺旦那其紛無之者也、仍一筆如件

正保三年八月十六日

野津 普現寺

格首座印

御奉行所

池原村

与兵衛印

(付箋B)

野津香ノ村ノ内寺小路村市藏禅宗にて御座候、并二弟彦坊、同七藏、同平介、同妹老人、合六人同宗、右市藏母ノ所前方きりしたんにて御座候を、元和八年ニころひ当寺旦那紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日

野津 普現寺

格首座印

御奉行所

寺小路村

市藏印

(付箋C)

野津てらこうち村作介夫婦、男子長三郎、弟惣太郎并二久太郎夫婦、親夫婦、合九人、代々一向宗当寺旦那紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十五日

三重中村 乘蓮寺

了信(花押)

御奉行所

同村

作介印

(付箋D)

野津香ノ村ノ内寺小路村小三郎禪宗にて御座候、并二弟小市郎、同長藏同宗、小三郎母前方きりしたんにて御座候ヲ、元和八年二ころひ当寺旦那ノ所其紛無御座候、仍寺請判如件

正保三年八月十六日

野津 普現寺

格首座[㊦]

御奉行所

同村

小三郎[㊦]

(付箋E)

野津香ノ村之内てらこうち村善吉代々一向宗にて御座候、并男子作同宗、当寺之旦那二紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日

戸次 妙正寺 覚恵[㊦]

御奉行所

同村

善吉[㊦]

(付箋F、Eの下に貼付)

野津香ノ村ノ内寺小路村善吉女房、男子小作、娘老人、しうとめ老人、合四人、禪宗当寺旦那紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日

野津 普現寺

格首座[㊦]

御奉行所

御奉行

後藤石馬助様

小川猪左衛門様

キリシタン禁制に関して守るべき五項目が記され、五軒の当主が署名捺印している。そして「いえ」毎に旦那であると檀那寺が証明した付箋を貼り付けている。「いえ」に檀那寺が異なる者がいる場合は、それぞれの檀那寺から証明をもらい、重ねて貼り付けてある。例えば、五軒目の寺小路村善吉の「いえ」の場合、二人が戸次(大分市)妙正寺の旦那(E)、四人が野津(臼杵市)普現寺の旦那(F)であるという各々の寺の証明が重ねて貼られている。この文書一枚で五軒の「いえ」合計三〇人の証明となっている。

この五人組の中には、慶長一九年(一六一四)と元和八年(二六二二)に転んだ者が一人ずつ含まれている。檀那寺の証明書の中に、転びキリシタンの人名、転んだ年号とともに、現在は当寺の旦那であると明記されている。このような「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」が、マレガ文書A5に約一〇〇通含まれている。藩宗門方が領内全ての五人組分を所持していれば、転びキリシタンの管理だけでなく、領民全てを把握することができたであろう。

また、藩は同時期に転びキリシタンを対象とした「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」を提出させている。史料6の正保三年(一六四八)八月五日付け「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」は、かつてキリシタンであった宮河内村(大分市)の助左衛門が転び、「いえ」全員がキリシタンではないことを記し、檀那寺が証明した文書である。

〔史料6〕

ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事

一私まへかときりしたん二而御座候へ共、慶長拾九年にころひ申候、妙正寺を頼申浄土真宗ニ罷成、其後心中少もきりしたんニ立帰り申

事無御座候、其上寛永拾老年之御改に御奉行石丸権兵衛殿御前にてきりしたんの絵形をふみ申候、右之通仕候上ハ我々きりしたんと申訴人御座有間敷候、此上にて御不審ニ被思召候ハ、何もの二よらすそくたくをも被仰付御穿鑿可被成候、毛頭きりしたんにて無御座候御事

一我等屋敷内家内老若男女までも、此御書物寺請之判形ニはつれ申者
忝人も無御座候御事

一度々被仰出候諸事御法度之趣、尔今相守申候御事

一右之条々少も相違無御座候、若以来於相背は如何様之曲事にも可被仰付候、為後日証文如件

正保三年

〔別筆〕
浄土真宗

宮河内村

八月五日

妙正寺

助左衛門[㊤]

同[㊤]

女房

同[㊤]

庄左衛門

浄土真宗

女房

専想寺[㊤]

女房

妙正寺[㊤]

権三郎

同[㊤]

七次

小倉五郎八殿

片岡三郎兵衛殿

渡辺太郎八殿

助左衛門は、慶長一九年（一六一四）に転び、戸次（大分市）妙正寺の旦那となり、寛永一年（一六三四）に奉行石丸権兵衛の前で「きりしたんの絵形」を踏んで、キリシタンでないことを証明したと記している。この文書から、寛永一年（一六三四）に少なくとも転びキリシタンを対象とした絵踏が実施されたことがわかる。マレガ氏は、この絵踏

を「白杵藩に於ける最も古い記録⁽¹⁰⁾」としている。

この文書においては、「いえ」それぞれの名前の上方に檀那寺の署名捺印がある。宮河内村の助左衛門の「いえ」では、一人だけ檀那寺が異なっているが、それぞれの檀那寺に持参し署名捺印してもらっている。史料6は、藩宗門方が「宮河内村ころひ書物 助左衛門」と端裏に記し、

保管していた。このような取り扱いから、提出された書類は転びキリシタンの基礎台帳的な意味をもっていたと考えられる。

正保三年（一六四六）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」と「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」は、白杵藩がキリシタン禁制政策を再編整備し強化しようとしたあらわれだといえ、五人組制度や寺請制度を考える上でも画期をなす文書だと考えられる。

むすびにかえて

以上、白杵藩におけるキリシタン禁制政策開始期の文書に関して検討してきた。ここで、本報告の概要とマレガ文書のもつ可能性についてまとめおきたい。

白杵藩は、表面上キリシタンがいない状況になった寛永一二年（一六三五）、幕府がキリシタン宗門禁止を厳命したことを踏まえ、檀那寺による旦那であるという証明が書き込まれた「いえ」毎の起請文（「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」）を作成させた。この起請文は村組毎に集約され、庄屋がとりまとめ「きりしたん宗門御改之御帳」を作成し、起請文及び庄屋の請状とともに藩宗門方に提出していた。また、白杵藩は五人組制度を整え、正保三年（一六四六）、五人組毎に「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」を作成させ、藩宗門方に提出させた。この文書には、「いえ」毎に檀那寺から旦那である証明書をもらい貼り付けていた。この文書をみると、五人組は村を越えて編成さ

れ、転びキリシタンを散らばらせ、お互いの繋がりを断ち、五人組で相互監視できるようにしていたと考えられる。キリシタン禁制政策開始期である寛永一二年（一六三五）と正保三年（一六四六）に提出された文書類は、藩宗門方が保管・活用していたと考えられる。これらの文書の写しが村や寺院に保存されるものであったかは現段階では不明である。そのため、マレガ文書に残されている文書がこの時期の研究の根本史料といえる。

白杵藩におけるキリシタン禁制に関する文書は、一部の村等に残る一八世紀以後の文書と藩御会所で議題とされた記録以外は、ほとんど残っていないかった。村等から提出され藩宗門方が保管していた文書が、マレガ文書に多数含まれていることから、今後、マレガ文書の調査研究が進んでいくことで、これまで不明であった藩宗門方による提出文書の保管方法・活用方法や村々の類族の生活等、様々なことが具体的に明らかになってくると思われる。

〔注〕

(1) 調査の概要については、松井洋子「マレガ神父収集文書群の魅力を保存し伝える―調査方法と進捗状況の紹介―」（マレガ・プロジェクト）シンポジウム in 白杵『パチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後キリシタン文書群の魅力』予稿集、二〇一四、大友一雄「パチカン図書館所蔵豊後キリシタン史料群とマリオ・マレガ神父」（『歴史と地理 日本史の研究』二四八、山川出版社、二〇一五）、拙稿「マレガ・プロジェクトに係る平成二五年度概要調査」（『史料館研究紀要』一九、大分県立先哲史料館、二〇一五）等にまとめられている。

(2) 白杵藩におけるキリシタン禁制政策については、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、一九八七）、同『キリシタン禁制と民衆の宗教』（山川出版社、二〇〇二）、豊田寛三「キリスト教の禁圧」（『大

分市史 中』大分市、一九八七）をはじめ多くの蓄積がある。本報告も、これらの研究に負うところが大きい。

(3) マレガ文書A2・4・10・1・1（『豊後切支丹史料』八八頁）。マレガ神父は、収集した史料群の一部を『豊後切支丹史料』（サレジオ会、一九四二）・『統豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、一九四六）として出版している。本稿では、同書所収史料についても新たに原史料から翻刻したが、参考のため同書の収載頁を注記する。

(4) 白杵藩においては、各村組に総括責任者として原則一人の「庄屋」、各村に「弁指」が置かれた。庄屋は慣用的に「大庄屋」と呼ばれることもあった。天保五年（一八三四）以後は、庄屋を「大庄屋」、弁指を「小庄屋」と称するようになった。

(5) マレガ文書A2・3・13・1。『豊後切支丹史料』九二頁の表には史料中の各村の人数が計上されている。

(6) 『豊後キリスト教史』（大分県立先哲史料館、二〇〇二）に、サレジオ神学院所蔵史料として写真が掲載されている。

(7) マレガ文書A2・4・10・2・1。『豊後切支丹史料』九五頁には野津中村庄屋の文書（マレガ文書A2・4・10・3・1）が翻刻されている。

(8) マレガ文書A2・3・3・1（『豊後切支丹史料』一〇三頁）。

(9) マレガ文書A2・3・1・1（『豊後切支丹史料』九八頁）。

(10) 『豊後切支丹史料』九九頁。

〔付記〕

本稿は、二〇一四～一五年度東京大学史料編纂所・特定共同研究「『豊後切支丹史料』及びその原文書の史料学的研究」（研究代表者 松井洋子）及び人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究「パチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査研究（マレガ・プロジェクト）」（研究代表者 国文学研究資料館・大友一雄）の研究成果の一部である。なお、写真はすべてマレガ・プロジェクトより提供を受けた。